

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 8 日現在

機関番号：35404

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380020

研究課題名(和文) 日本近代法のゆらぎ 土地・家族・村の実証的研究

研究課題名(英文) Re-thinking of the empirical and theoretical image of Japanese modern law

研究代表者

矢野 達雄 (Yano, Tatsuo)

広島修道大学・法学部・教授

研究者番号：00136300

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：(1)3年の研究期間中に、中国地方旧広島控訴院管内7か所の裁判所を延べ86回訪れ、所蔵文書の調査を行った。そしてデータをデジタル化し、保存の措置を施した。
 (2)調査により得た重要な史資料について、翻刻作業を行うとともに、その意義・位置づけ等につき相互検討・討議を重ねた。成果は学術雑誌への発表、学会・研究会での報告等の形で発表した。
 (3)「近代法史像」再検討の課題について、実証的かつ理論的検討を深めた。法の立法過程と施行過程研究の理論と方法、近代法体系生成期および過渡期における司法・裁判制度の位置づけ、訴訟頻発現象に対応する司法側の具体的対応、家族・土地・地方に関する裁判例の検討などである。

研究成果の概要(英文)：Over the course of three years, our study group investigated case files (jikenbo) and other files in seven courts under the jurisdiction of the former Hiroshima Appellate Court. As part of this process, our group visited the various courts 86 times in total and took photos and other measures to preserve these documents. In addition, our study group held a number of meetings to discuss and clarify the meaning and historical significance of the various documents. Those found to be of particular importance were digitized. Many documents were also published in selected academic journals and academic conferences. This study has led to a deeper understanding and re-thinking of both the empirical and theoretical image of "modern law". It considered the theories and methods of the legislative process, the legal enforcement process, and the role of the court system in the transition from the pre-modern period.

研究分野：日本法制史

キーワード：日本法制史 近代法 法の執行過程 裁判手続 裁判所文書 紛争のスクリーニング 紛争解決 法曹の歴史

1. 研究開始当初の背景

近代という時代がいかなる時代であるか、またその時代における法 = 近代法がいかなる姿態をとるか、すなわち近代および近代法の歴史像はゆるぎのないものと考えられてきた。近年、「近代および近代法とは何か」という問いに対する答えが自明のものではなくなっている。

1999年法制史学会第47回研究大会において、「近代法の再定位」をテーマとするシンポジウムが行われた。そこでは、従来の近代法像に異論が提起され、新しい近代法像の把握が模索された。また2004年・2005年の第56回・第57回総会において、法制史学会は2年連続のシンポジウム「コード・シヴィルの200年」に取り組み、コード・シヴィルはいかなる意味において近代法たりうるのか、またコード・シヴィルと日本近代法との関係などが検討された。

そして、日本近代法の像もゆらいできている。近代法像のゆらぎは、総体としての近代法のみならず、各法分野においても見受けられる。近代国家を支える社会の制度として土地制度・家族制度・村など地方制度のあり方について、第二次大戦後研究が着実に積み重ねられてきた。しかし、ここへ来て、それらの制度はいかなる意味において近代的であるのか、その根本が問われるに至っている。

これまで日本「近代法」研究は、主として立法過程の検討という形で進められてきた。立法過程を明らかにする課題は、史料調達・公開・保存という点で困難をはらみつつも、方法論はほぼ確立している。しかし総体としての近代法を研究するためには、立法過程の研究だけでは十分ではない。法が適用される「場」における法の機能にも注目することが重要である。すなわち、法の施行過程における「実態としての法秩序」も視野に入れて検討しなければならない。ところが、法の実現 = 施行・適用過程については、研究自体が少

なく、方法論も全く確立していないのが現状である。

本研究グループは、長年にわたって中国地方諸裁判所の所蔵文書の調査を続けてきた。その成果に基づいて2010年度法制史学会において共同報告「裁判所所蔵文書から見た戦前期司法の諸相 広島控訴院管内を中心に」を行った。この共同報告は、裁判所所蔵文書の現状を報告するとともに、県聴訟課の裁判のあり方、裁判の近世的構造から近代的構造への移行、在野法曹団体の動向、戦前実施された陪審裁判の実施過程などを裁判所所蔵文書を使って具体的に明らかにした。この共同報告は学会誌『法制史研究』60(2011年)に掲載された。

上記研究成果も踏まえ、裁判所所蔵文書に即しつつ、「実態としての法秩序」を明らかにすべき時期に達しているといえる。

2. 研究の目的

本研究は、土地・家族・村に関する「実態としての法」の実証的考察を通じて、近代日本法の再検討をすすめることを目的とする。(1)近代法もしくは日本近代法とは何かというテーマに関して、近年の研究動向を踏まえて理論的検討をすすめる。(2)中国地方・広島高裁管内各裁判所保存資料の調査・研究を通して、近代日本における「実態としての法秩序」について実証的検討をすすめる。

2. 研究の方法

上記研究課題を遂行するため、本研究は以下のような方法を採用した。

(1)旧広島控訴院管内各裁判所所蔵の戦前期の裁判関係史資料を、調査する。その際、デジタル・カメラによる撮影を行う。

(2)上記調査で得られたデータをパソコンを利用してハード・ディスクに取り込み、史資料の分類・目録作成・内容摘記など整理を行う。

(3)国立公文書館本館、国会図書館、東京都公文書館等に出張し、これらの機関が保有する裁判・訴訟関係の史資料調査を行う。

(4)継受した母国の裁判制度について調査し、日本の当該制度や実態と比較検討を行う。

(5)法曹関連の史資料・歴史書を収集し、検討する。裁判官、検察官、弁護士・代言人の履歴・業績等について調査する。その際、無資格法曹も検討の対象とする。

4. 研究成果

3年間の研究期間における本研究の成果は以下の通りである。

(1) 裁判所所蔵文書の調査

本研究グループは、中国地方旧広島控訴院管内の各裁判所に保管されている戦前期の裁判関係史資料を調査し、デジタルカメラにて撮影を行い、そのデータをハード・ディスクに取り込み保存した。調査のため出張した裁判所は以下のとおりである。広島地方裁判所 38 回、同呉支部 4 回、山口地方裁判所 14 回、松江地方裁判所雲南簡易裁判所 17 回、鳥取地方裁判所 9 回、同米子支部 3 回、同倉吉支部 1 回。

(2) 史資料の翻刻と考察

裁判所調査で得られた史資料のうち貴重な史資料につき翻刻を行い、『修道法学』『島大法学』に発表した。発表した史資料は、明治 10 年「却下文書」(民第二五号ノ一)、明治初年代、浜田県庁の民事裁判関係史資料、今市治安裁判所出張所資料などである。

それら史資料の意義を明らかにし、位置づけを行った。

(3) 陪審裁判関係史資料の翻刻と考察

戦前の一時期わが国で行われた陪審裁判について、その実証研究を進めるため、史資料の翻刻を行い、かつ考察をおこなった。対象としたのは、旧広島控訴院管内、旧大阪控訴院管内各裁判所において行われた陪審裁判である。

(4) 法曹関連の史資料を調査・検討

戦前旧広島控訴院管内、旧大阪控訴院管内各裁判所において活動した法曹の関連史資料を収集し、その活動実態を検討した。検討の対象は、裁判官・検察官および代言人・弁護士のみならず、知事・県令、聴訟課職員、警察官僚など地方行政関係者にも視野を広げ考察した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 14 件)

矢野達雄「愛媛県初代警部長・真崎秀郡とその周辺」『中京法学』49 巻 3・4 合併号, 2015 年, 査読無, 425-464.

増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄「大阪控訴院管内における陪審裁判 (1)大阪編・下」『修道法学』37 巻 2 号, 2015 年, 査読無, 726-934.

増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄「大阪控訴院管内における陪審裁判 (2)京都・奈良・大津・和歌山編・上」『修道法学』38 巻 1 号, 2015 年, 査読無, 101-294.

矢野達雄・加藤高・紺谷浩司「明治十年「却下文書」(民第二五号ノ一)について(2)」『修道法学』37 巻 2 号, 2015 年, 査読無, 651-724.

矢野達雄・加藤高・紺谷浩司「明治十年「却下文書」(民第二五号ノ一)について(3・完)」『修道法学』38 巻 1 号, 2014 年, 査読無, 295-362.

矢野達雄・加藤高・紺谷浩司「明治初年代、浜田県庁の民事裁判について(2・完)」『修道法学』36 巻 2 号, 2014 年, 査読無, 883-936.

増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄「大阪控訴院管内における陪審裁判 (1)大阪編・上」『修道法学』37 巻 1 号, 2014 年, 査読無, 117-328.

矢野達雄・加藤高・紺谷浩司「広島地方裁判所蔵「却下文書」(明治十年)について(1)」

『修道法学』37 卷 1 号, 2014 年, 査読無, 72-116.

矢野達雄「入会権確認訴訟における最近の動向」『修道法学』36 卷 1 号, 2013 年, 査読無, 414-452.

矢野達雄・加藤高・紺谷浩司「明治初年代、浜田県庁の民事裁判について(1)」『修道法学』36 卷 1 号, 2013 年, 査読無, 383-412.

居石正和「今市治安裁判所出張所史料について」『島大法学』56 卷 4 号, 2013 年, 査読無, 1-85.

居石正和・紺谷浩司・増田修・矢野達雄「松山における陪審裁判」『修道法学』36 卷 1 号, 2013 年, 査読無, 242-382.

〔学会発表〕(計 11 件)

矢野達雄「愛媛県師範学校敷地事件」, 広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会、2015 年 12 月 12 日、広島修道大学図書館会議室(広島県広島市)

居石正和「松江裁判所事始め」, 広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会、2015 年 12 月 12 日、広島修道大学図書館会議室(広島県広島市)

増田修「東京控訴院管内における陪審裁判」, 広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会、2015 年 12 月 12 日、広島修道大学図書館会議室(広島県広島市)

矢野達雄「松山藩卒族事件について」, 近代史文庫、2015 年 8 月 23 日、愛媛県生活文化センター(愛媛県松山市)

居石正和「明治前期司法制度受容の一過程」, 阪大法史研、2016 年 3 月 19 日、大阪大学法経研究棟会議室(大阪府豊中市)

矢野達雄「愛媛県初代警部長・真崎秀郡とその周辺」, 近代史文庫、2014 年 8 月 24 日、愛媛県教育会館(愛媛県松山市)

加藤高・紺谷浩司「明治初年民事裁判における却下事例」, 広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会、2014 年 12 月 13 日、広島修道大学図書館会議室(広島県広島市)

居石正和「旧刑法施行の一コマ」, 広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会、2014 年 12 月 13 日、広島修道大学図書館会議室(広島県広島市)

増田修「わが国で行われた陪審裁判の実像」, 広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会、2014 年 12 月 13 日、広島修道大学図書館会議室(広島県広島市)

矢野達雄「愛媛県初代警部長・真崎秀郡について」, 広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会、2014 年 12 月 13 日、広島

修道大学図書館会議室(広島県広島市)
矢野達雄「入会権確認訴訟の現状について」, 中四国法政学会、2013 年 11 月 09 日、広島修道大学室(広島県広島市)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕(計 0 件)

〔その他〕
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者 矢野 達雄
(YANO Tatsuo)

広島修道大学・法学部・教授
研究者番号: 00136300

(2) 研究分担者 居石 正和
(ORIISHI Masakazu)

島根大学・法文学部・教授
研究者番号: 40224315

(3) 研究分担者 紺谷 浩司
(KONTANI Koji)

広島大学・社会(科)学研究科・名誉教授
研究者番号: 00033738

(4) 研究分担者 加藤 高
(KATO Takashi)

広島修道大学・法学部・名誉教授
研究者番号: 00726929

(5) 研究協力者 増田 修
(MASUDA Osamu)

広島弁護士会・弁護士
研究者番号: